

バスに適用される自動車税について

～「一般乗合用バス(路線バス)」へ変更した場合は届出が必要です～

岐阜県自動車税事務所

バスに課税される自動車税については、その使用用途(一般乗合用・その他用途(貸切等))により適用する税額が異なります。

バスの使用用途が「一般乗合用バス(路線バス)」である場合は、県税事務所において、その把握が必要です。

については、バスの使用用途を「一般乗合用バス(路線バス)」へ変更した場合(※新規登録時を含む)には、該当するバスの所有者(割賦販売の場合は使用者)は、自動車税申告時に、運輸支局へ提出した「事業用自動車連絡書」の写しを提出してください。

なお、税額の変更は、事実発生日の翌年度からです。